



物価高騰の影響を軽減します

住民税非課税世帯へ特別給付金を支給

問い合わせ先＝高崎市低所得世帯支援特別給付金
コールセンター(☎027-321-1213)

住民税が非課税の世帯を対象に、低所得世帯支援特別給付金を支給します。これは、電力・ガス・食料品などの物価高騰を受け、影響の大きい住民税非課税世帯を支援するためのものです。

●対象＝6月1日時点で本市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度分の住民税が非課税の世帯 ●支給額＝1世帯につき3万円 ●支給方法 昨年度

の価格高騰緊急支援給付金を本市から受けていて、世帯状況に変わりがない世帯＝6月27日に通知を発送しました。申請は不要で、前回振り込みをした口座に7月下旬に支給します 世帯状況に変更があった世帯や昨年度の価格高騰緊急支援給付金を受けていない世帯など＝7月下旬に確認書を発送します。申請期限など詳しくは、同封の案内を確認してください

⚠ 給付金を装った詐欺に注意してください

市や国の職員をかたり、給付金の支給を装った詐欺などが増えています。口座番号や暗証番号、通帳やキャッシュカードは絶対に渡さない、教えないようにしましょう。

少しでも「おかしいな」と感じたら、周囲の人や消費生活センター(☎027-327-5155)、最寄りの警察署、警察相談専用電話(☎＃9110)に相談してください。



新型コロナウイルスに関するお知らせ



◀市のコロナワクチンに関する情報はこちら

新型コロナウイルスのワクチン接種を進めています

現在、春開始接種を進めています。前回の接種から3か月経過すれば接種可能で、5月8日～8月末の期間中に1回受けられます。費用は無料で、接種は任意です。

問い合わせは、高崎市新型コロナワクチン問合せ電話(☎027-395-7300)へ。

対象は重症化リスクの高い高齢者など

春開始接種の対象は、接種を2回以上受けた、次のいずれかに当てはまる人です。

●65歳以上 ●5～64歳で基礎疾患がある ●医療従事者 ●高齢者施設などの従事者

お手元の接種券で接種を受けられます

対象者には接種時期に合わせて接種券を発送しています。以前の接種券がお手元にある人は、引き続き使用できます。接種を希望する64歳以下の人で接種券が無い場合は、発

行申請が必要。対象となる基礎疾患や申請方法など詳しくは、市ホームページ(右記)で確認してください。

障害のある人の接種に関する相談を受け付け

手話通訳が必要な人や障害のある人は、障害者支援SOSセンター・ばるーん(市総合保健センター2階。火～日曜日 ☎027-325-0111)で、ワクチン接種に関する相談ができます。ファクス(FAX)027-325-0112)などでも受け付けます。



ワクチン接種の予約はこちら

■インターネット:
専用ホームページ(24時間)

■予約電話:☎0120-08-5670
(月～金曜日、午前9時～午後6時)



予約専用
ホームページ

感染の心配、発熱などの症状がある時や後遺症などについての相談は、かかりつけ医や相談センターへ

●市受診相談センター(☎027-381-6112) 月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分

●県新型コロナウイルス感染症受診相談センター(☎0570-070-567) 上記以外の時間

県ホームページで、
受診できる病院の一覧が見られます



過年度分の申請も受け付けます

国民年金保険料の免除申請は7月3日から

7月3日(月)から、令和5年度(7月～来年6月)の国民年金保険料の免除申請と納付猶予申請を受け付けます。過年度の申請は、申請日からさかのぼって2年1か月前の月分まで受け付けます。必要な物を持って、市役所1階15番窓口保険年金課か各支所市民福祉課で申請してください。

保険料の免除と納付猶予の申請は、原則として毎年必要です。昨年度、全額免除や納付猶予に該当し、継続申請が承認されている人は、申請の必要はありません。日本年金機構から届く結果通知を確認してください。

問い合わせは、保険年金課(☎027-321-1238)へ。

必要な物

●マイナンバー(個人番号)と本人確認のできる物
●基礎年金番号通知書か年金手帳 ●失業中の人は雇

用保険離職票か雇用保険受給資格者証 ●代理人が申請する場合は、代理人の本人確認のできる物と委任状

■保険料免除制度

前年の所得が少なく保険料を納めることが困難な場合に、一定の基準により保険料が免除されるものです。申請者本人と配偶者、世帯主の所得に応じて、全額・4分の3・半額・4分の1の4段階で申請できます。

■納付猶予制度

学生を除く50歳未満の人を対象として、保険料の納付が猶予されるものです。所得審査の対象は、申請者本人と配偶者の所得です。免除制度とは異なり、世帯主の所得は審査対象になりません。



市民サービスの向上と経費縮減に向けて

市有施設の指定管理者を募集します

来年4月から下表の施設を管理する、指定管理者を募集します。

申し込みなど詳しくは、各問い合わせ先にある募集要項を確認してください。募集要項は、市ホームページ各課のページからダウンロードもできます。

申し込み後、選定委員会で審査を行い、市議会の議決により指定されます。個人での申し込みはできません。

●募集要項配布期間＝7月3日(月)～13日(木) ●参加表明書提出期間＝7月3日～24日(月)

施設の名称	説明会	申請書提出期間	問い合わせ先
高浜長寿センター	7月27日(木)	8月17日(木)～31日(木)	長寿社会課(☎027-321-1248)
箕輪城長寿センター			
高崎問屋町駅貝沢口・高崎問屋町駅問屋口 自転車駐車場	7月28日(金)	8月24日(木)～31日(木)	地域交通課(☎027-321-1231)
井野駅東口・井野駅西口自転車駐車場			
高崎駅西口・倉賀野駅南口・群馬八幡駅前・ 北高崎駅自転車駐車場			
産業創造館	7月31日(月)		産業創造館(☎027-320-2808)
新町温水プール・下河原テニスコート	8月1日(火)		スポーツ課(☎027-321-1296)
総合福祉センター	8月2日(水)		社会福祉課(☎027-321-1243)
吉井福祉センター	8月3日(木)		